

岡山市・子ども子育て支援プラン2020（素案）への パブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和元年12月10日（火）～令和2年1月9日（木）

2 実施方法

市役所本庁、各区役所・支所・地域センターにおいて閲覧、配布
市のホームページに掲載

3 提出方法

市ホームページ上の入力フォーム、電子メール、郵送、ファクス、持参等で提出

4 結果

提出者数 112名

意見総数 163件

5 意見の概要

別紙のとおり

岡山市子ども・子育て支援プラン2020(素案)へのご意見の概要

ご意見の概要		件数
1 策定の趣旨・基本理念		
(1) 子どもの人権について		3
1	子ども・子育て支援施策のベースには、子どもの権利を尊重する姿勢が必要ではないか。	
2 子ども・子育て支援施策		
(1) 就学前教育・保育の充実について		30
2	保育士が継続して働き続けることができるよう、長時間労働などの環境改善策を示してほしい。	
3	保育士を確保できなければ、保育の受け皿を確保することはできない。安心して子どもを預けられるよう、保育人材確保のため、給与水準を高くすべきだ。	
4	待機児童を解消し、入りたい時に保育園に入れるようにしてほしい。	
5	公立の幼稚園がこども園へ移行する場合、幼稚園と小学校の立地や交流など、幼稚園の良さを生かして欲しい。	
6	保育園関連の事業は充実しているが、幼稚園を希望する家庭もまだまだ多い。幼稚園関連の計画ももっと打ち出して実行してほしい。	
7	公立幼稚園の3歳児受け入れについて、学区の子どもが「地域」で育つことができるよう学区優先にしてほしい。	
8	病児保育の実施施設を、中学校区に1か所としてほしい。	
(2) 放課後児童クラブの充実について		1
9	放課後児童クラブは、その学校に通っている子であれば希望者は必ず入れるようにしてほしい。	

	ご意見の概要	件数
	(3) 仕事と子育ての両立支援について	4
10	育休復帰は仕事のブランクがある上に、慣れない子育てや保育園の送り迎えなど負担が増え大変だ。家庭と仕事を両立させるには、段階的に仕事復帰できるような支援が必要ではないか。	
	(4) 親子の健康を支える相談・支援の充実について	3
11	「育ちの相談」の件数が少ないのは周知不足が原因ではないか。もっと利用しやすい場所（公民館の子育て広場やプレーパークなど）に出向いてはどうか。	
	(5) 子育ての負担感や不安感をやわらげる支援について	12
12	公民館での子育て支援は地域によって充実度に差があると思うので、もう少し充実してほしい。	
13	子育て中の孤立を防ぐため、身近な相談場所やいつでも電話相談できる体制、生後3か月ごろまでの子育て支援を充実させてほしい。	
14	一時預かり事業の実利用者数はどうなのか。同じ人が何日も一時預かりを利用しないといけない状況は問題ではないか。	
	(6) 子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくりについて	101
15	常設のプレーパークなど、世代を越えて色々な人と関われ、自由に遊び学ぶことができる子どもの遊び場を増やしてほしい。	
16	遊ぶことで子どもは育つので、プレーパークの充実を図るため、人件費等の公的支援をしてほしい。また、もっと多くの子どもとその保護者が気軽に安心して参加できるよう広報してほしい。	
17	プレーリーダー養成講座修了者に対する研修会や意見交換等の場を設け、プレーパークが地域に広がっていくよう支援してほしい。	
18	民間団体が行う子育て支援事業に対して支援をしてほしい。	
19	子育て支援センターが中学校区に最低一つはあればよい。未就園児が集える場所、第三者の意見が聞ける場所も充実させてほしい。	
20	子どもがのびのびと遊べるよう、公園での禁止事項(ボールの使用禁止等)を減らしてほしい。	

	ご意見の概要	件数
21	岡山市は住宅街に日常的に小さな子どもが遊べる公園が少なく、遊具も古いものばかりで、子育てしにくいと感じる要因になってる。早急に公園の整備を望む。	
(6) 困難を抱える子ども・若者やその家庭への支援について		4
22	子どもの貧困など、困難を抱えるこどもが増える中、地域全体で支え合う機運づくりが必要だ。支援を働きかけやすい窓口があればよいと思う。	
23	親から放置され行き場をなくしている子供たちにどうやって支援を届けるかが難しいと思う。子ども食堂やいろいろな活動があるが、本当に必要な子に届いているのか。	
24	ひとり親家庭に対して、経済的な負担を軽減した育児家事援助事業を行うべきではないか。	
3 社会的養育の推進		
(1) 子どもの虐待について		5
25	岡山市の虐待通告の状況が近年横ばいである。全国的には増加しているが、なぜなのか。考察が必要ではないか。 また、一時保護所の現状についても考察すべきではないか。	
26	両親がお金を残して亡くなり、親類・縁者が養育する場合などは「経済的虐待」が起こり得ると思われるが、社会的養護の対象として経済的虐待も含まれるのか。	
	合計	163

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
1	4	<p>基本理念 (10行目～)</p> <p>岡山市は、希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子ども・若者が将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう、市民、企業、地域団体、行政など社会全体で支援していきます。</p>	4	<p>基本理念 (10行目～)</p> <p>岡山市は、希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができ、<u>すべての子どもの権利・意思が尊重され</u>、子ども・若者が将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう、市民、企業、地域団体、行政など社会全体で支援していきます。</p>	加筆
2	18	<p>NO.1 保育の受け皿確保 内容 令和2年4月1日(見込み) <u>19,839</u>人分</p>	18	<p>NO.1 保育の受け皿確保 内容 令和2年4月1日(見込み) <u>19,848</u>人分</p>	修正
3	20	<p>NO.5 最適化に向けた施設整備・幼保一体化の推進事業 事業概要(3行目～)</p> <p>施設運営の効率化を図りつつ、希望するすべての就学前の子どもに、教育・保育を等しく提供できるよう環境を整備する。</p>	20	<p>NO.5 最適化に向けた施設整備・幼保一体化の推進事業 事業概要(3行目～)</p> <p>施設運営の効率化を図りつつ、希望するすべての就学前の子どもに、<u>質の高い</u>教育・保育を等しく提供できるよう環境を整備する。</p>	加筆
4	21	<p>NO.6 免許資格取得支援事業 事業概要</p> <p>公私立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭を確保するため、保育士と幼稚園教諭の両方の免許資格を持たない保育士・幼稚園教諭を対象に、免許資格の取得に必要な養成施設の受講料等の補助を行う。</p> <p>計画内容 引き続き事業を実施する。</p>	21	<p>NO.6 免許資格取得<u>等</u>支援事業 事業概要</p> <p>公私立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭を確保するため、保育士と幼稚園教諭の両方の免許資格を持たない保育士・幼稚園教諭を対象に、免許資格の取得に必要な養成施設の受講料等の補助を行う。<u>また、幼稚園教諭免許更新講習を実施する。</u></p> <p>計画内容 引き続き事業を実施する。 <u>免許更新講習については、私立認定こども園等の保育教諭を受講対象者に加える。</u></p>	加筆

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容												
5	28	NO.18 事業者に対する啓発事業 計画内容 制度について積極的に周知を行うと共に、認証事業所には認証マークを付与し、対外的な認証価値の向上と見える化を図る。	28	NO.18 事業者に対する啓発事業 計画内容 制度について積極的に周知を行うと共に、認証事業所には認証 <u>ロゴ</u> マークを付与し、対外的な認証価値の向上と見える化を図る。	加筆												
6	34	NO.29 養育支援家庭訪問事業	34	NO.29 養育支援訪問事業	修正 (削除)												
7	40	NO.41 一時預かり事業 実績（平成 30 年度） 延べ利用者数 50,279 人 指標（一時預かり延べ利用者数） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準値（平成 30 年度）</th> <th>目標値（令和 6 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,279 人</td> <td>49,569 人</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）	50,279 人	49,569 人	40	NO.41 一時預かり事業 実績（平成 30 年度） 延べ利用者数 <div style="text-align: right;"> <u>（一般型） 50,279 人</u> <u>（幼稚園型） 28,152 人</u> <u>（合計） 78,431 人</u> </div> 指標（一時預かり延べ利用者数） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準値（平成 30 年度）</th> <th>目標値（令和 6 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（一般） 50,279 人</u></td> <td><u>（一般） 49,569 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>（幼） 28,152 人</u></td> <td><u>（幼） 148,594 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>（計） 78,431 人</u></td> <td><u>（計） 198,163 人</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）	<u>（一般） 50,279 人</u>	<u>（一般） 49,569 人</u>	<u>（幼） 28,152 人</u>	<u>（幼） 148,594 人</u>	<u>（計） 78,431 人</u>	<u>（計） 198,163 人</u>	追加
基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）																
50,279 人	49,569 人																
基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）																
<u>（一般） 50,279 人</u>	<u>（一般） 49,569 人</u>																
<u>（幼） 28,152 人</u>	<u>（幼） 148,594 人</u>																
<u>（計） 78,431 人</u>	<u>（計） 198,163 人</u>																
8	50	NO.60 子ども医療費助成事業	50	NO.60 子ども医療費助成 <u>制度</u>	修正												

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容																								
9	55		55	<p style="color: red;">NO.71 (4-3-14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td style="width: 50%; color: red;">☆ 特別支援教育就学奨励費支給事業</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">就学課</td> </tr> <tr> <td>事業概要 (目的)</td> <td colspan="2" style="color: red;">保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級に在籍する児童生徒または、通常の学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する生徒児童について、就学に必要な経費の一部の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内容</td> <td style="text-align: center;">実績(平成30年度)</td> <td style="text-align: center;">計画内容(具体的な取組み)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;"> H30 受給者数 小学校 1,240 人 中学校 396 人 H30 決算 41,255 千円 </td> <td style="color: red;"> 学校給食費、交通費、 修学旅行費、学用品購入 費の一部の援助を行う。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象 ライフ ステージ</td> <td style="text-align: center;">妊娠期</td> <td style="text-align: center;">就学前 (3歳 未満)</td> <td style="text-align: center;">就学前 (3歳 以上)</td> <td style="text-align: center;">小学生</td> <td style="text-align: center;">中高生</td> <td style="text-align: center;">若者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table> <p>以下事業番号 (NO.) 繰り下げ</p>	事業名	☆ 特別支援教育就学奨励費支給事業	就学課	事業概要 (目的)	保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級に在籍する児童生徒または、通常の学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する生徒児童について、就学に必要な経費の一部の援助を行う。		内容	実績(平成30年度)	計画内容(具体的な取組み)	H30 受給者数 小学校 1,240 人 中学校 396 人 H30 決算 41,255 千円	学校給食費、交通費、 修学旅行費、学用品購入 費の一部の援助を行う。	対象 ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳 未満)	就学前 (3歳 以上)	小学生	中高生	若者				○	○		追加
事業名	☆ 特別支援教育就学奨励費支給事業	就学課																											
事業概要 (目的)	保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級に在籍する児童生徒または、通常の学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する生徒児童について、就学に必要な経費の一部の援助を行う。																												
内容	実績(平成30年度)	計画内容(具体的な取組み)																											
	H30 受給者数 小学校 1,240 人 中学校 396 人 H30 決算 41,255 千円	学校給食費、交通費、 修学旅行費、学用品購入 費の一部の援助を行う。																											
対象 ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳 未満)	就学前 (3歳 以上)	小学生	中高生	若者																							
				○	○																								
10	70	NO.95 教職員研修の充実 計画内容 <u>基本</u> 研修	71	NO. <u>96</u> 教職員研修の充実 計画内容 <u>経験年数別</u> 研修	修正																								

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
11	76	NO.104 ☆子ども家庭総合支援拠点の設置 計画内容 地域こども相談センターを改組し、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談や継続的なソーシャルワークを行う機能を担う拠点を整備する。	77	NO.105 ☆子ども家庭総合支援拠点の設置 計画内容 地域こども相談センターを改組し、相談全般から在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワークを行う機能を担う拠点を整備する。	削除
12	77	NO.105 子ども虐待防止の充実 事業概要 子ども虐待の未然防止や早期発見、早期支援のため、要保護児童対策地域協議会及び子どもを守る庁内ネットワークを設置し、関係機関等との連携を強化し、児童虐待防止対策の充実を図る。	78	NO.106 子ども虐待防止の充実 事業概要 子ども虐待の未然防止や早期発見、早期支援のため関係機関等との連携を強化し、子ども虐待防止対策の充実を図る。	削除・修正
13	78	NO.107 児童家庭支援センター運営補助事業 計画内容 事業を継続し、センターの運営を支援するとともに、こども総合相談所、地域こども相談センターとの連携を強化する。また社会的養育推進計画において、増設・機能強化の検討を進める。	79	NO.108 児童家庭支援センター運営補助事業 計画内容 事業を継続し、センターの運営を支援するとともに、こども総合相談所、地域こども相談センターとの連携を強化する。また機能強化等の検討を進める。	削除・加筆
14	79	NO.109 子ども相談主事配置事業 事業概要（3行目～） また、スクールソーシャルワーカーと同等の機能を持ち、学校と福祉等の関係機関との橋渡しの役割を担い、学校の問題解決の向上を図る。 計画内容 事業を継続し、子どもの心配な状況を早期に発見し、早期解決を目指す。	80	NO.110 子ども相談主事配置事業 事業概要（3行目～） また、スクールソーシャルワーカーと同等の機能を持ち、学校と福祉等の関係機関との橋渡しの役割を担い、問題の改善を図る。 計画内容 事業を継続し、子どもの心配な状況を早期に発見し、早期改善を目指す。	削除・修正

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
15	85	NO.123 ☆ 母子・父子自立支援員の配置 実績 相談・支援件数 <u>8,567件</u>	86	NO. <u>124</u> ☆ 母子・父子自立支援員の配置 実績 相談・支援件数 <u>8,637件</u>	修正
16	86	NO.125 ひとり親家庭等医療費助成事業	87	NO. <u>126</u> ひとり親家庭等医療費助成 <u>制度</u>	修正
17	89	NO.131 養育支援家庭訪問事業	90	NO. <u>132</u> 養育支援訪問事業	修正 (削除)
18	96	NO.148 障害児保育事業 事業概要 保育園・認定こども園における心身に障害を有する児童の教育・保育に必要な職員の配置、専門家による園職員への指導等の支援を行う。	97	NO. <u>149</u> 障害児保育 <u>等</u> 事業 事業概要 保育園・認定こども園における心身に障害を有する児童の教育・保育に必要な職員の配置、専門家による園職員への指導等の支援を行う。 <u>また、通級指導教室でことばに課題を抱える幼児の相談や指導を行う。</u> 実績（平成30年度） ・ <u>通級指導教室を市内4園に設置</u> <u>教育相談件数 294件</u> <u>指導人数 251名</u>	追加
19	96	NO.149 特別支援教育支援員配置事業 担当課 指導課 事業概要 「特別支援教育支援員」及び「看護支援員」を学校に配置し、学校生活や学校行事における支援や介助、周囲の児童生徒の障害に対する理解等の業務を行う。	97	NO. <u>150</u> 特別支援教育支援員配置事業 担当課 指導課 <u>幼保運営課</u> 事業概要 「特別支援教育支援員」を学校 <u>園</u> に配置し、生活や行事における支援や介助、周囲の <u>幼児</u> 児童生徒の障害に対する理解等の業務を行う。 <u>また「看護支援員」を学校へ配置する。</u>	追加・ 修正

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容			
		<p>実績（平成 30 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが安心して学校で生活を送るために、必要に応じて特別支援教育支援員（以下「支援員」）を小、中学校に配置した。 ・学校生活上のサポート、学校行事等における介助等の支援を行った。 ・看護支援員を岡山市立学校6校に配置し、通常の支援に加え、医療的ケアを含む支援を行った。 <p style="text-align: center;">H30 末：支援員 331 名 看護支援員 13 名</p> <p>計画内容（具体的な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒が学校生活に適應するために支援員を配置する。 ・医療的ケアを行う看護支援員を配置する。 		<p>実績（平成 30 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが安心して学校園で生活を送るために、必要に応じて特別支援教育支援員（以下「支援員」）を幼稚園、小、中学校に配置した。 ・学校園で、生活上のサポート、行事等における介助等の支援を行った。 ・看護支援員を岡山市立学校6校に配置し、通常の支援に加え、医療的ケアを含む支援を行った。 <p style="text-align: center;">H30 末：支援員 <u>86 名(幼)</u>、 331 名(小中) 看護支援員 13 名</p> <p>計画内容（具体的な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある<u>幼児</u>児童生徒が学校園での生活に適應するために支援員を配置する。 ・医療的ケアを行う看護支援員を<u>小、中学校に</u>配置する。 				
20	98		99	<p style="color: red;">NO. 153（再掲）（6-4-11）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業名</td> <td style="width: 60%; color: red;">☆特別支援教育就学奨励費支給事業</td> <td style="width: 20%; text-align: right; color: red;">NO.71 参照</td> </tr> </table> <p>以下事業番号（NO.）繰り下げ</p>	事業名	☆特別支援教育就学奨励費支給事業	NO.71 参照	追加
事業名	☆特別支援教育就学奨励費支給事業	NO.71 参照						
21	124	<p>第 5 章 社会的養育の推進について</p> <p>1 子ども虐待の防止と子どもと家庭の支援（4 行目～） 子ども虐待の未然防止、早期発見と支援のため、以下の取組を行います。</p>	125	<p>第 5 章 社会的養育の推進について</p> <p>1 子ども虐待の防止と子どもと家庭の支援（4 行目～） 子ども虐待の未然防止、早期発見と支援に<u>取り組みます。</u></p>	修正			

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容																
22	125	重点取組 ②おかやま産前産後相談ステーション	126	重点取組 ②おかやま産前産後相談ステーション 事業	追加																
23	126	(5行目～) ◆ 子どもに虐待を行った保護者に対して、 <u>児童虐待の再発</u> を防止するため、保護者支援プログラムによる支援を行います。	127	(5行目～) ◆ 子どもに虐待を行った保護者に対して、再発を防止するため、保護者支援プログラムによる支援を行います。	削除																
24	126	重点取組 ①要保護児童対策地域協議会 ①子ども相談主事の配置	127	重点取組 ①要保護児童対策 ①子ども相談主事配置 事業	削除・追加																
25	126	3. 支援体制の強化 ③ 在宅での <u>養育支援</u> を行える人材の育成に努めます。	127	3. 支援体制の強化 ③在宅での 相談支援 を行える人材の育成を 支援します 。	修正																
26	127	2 社会的養護の推進 (4行目～) これを踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向けて <u>以下</u> の取り組みを行います。	128	2 社会的養護の推進 (4行目～) これを踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向けて取り組みを行います。	削除																
27	128	岡山市の乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況（表） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H31</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内小規模グループケア</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>39</u></td> </tr> </tbody> </table>		H31		施設	定員	敷地内小規模グループケア	7	<u>39</u>	129	岡山市の乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況（表） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H31</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内小規模グループケア</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> </tbody> </table>		H31		施設	定員	敷地内小規模グループケア	7	42	修正
	H31																				
	施設	定員																			
敷地内小規模グループケア	7	<u>39</u>																			
	H31																				
	施設	定員																			
敷地内小規模グループケア	7	42																			

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
28	131	3. 社会的養護からの児童の自立支援	132	3. 社会的養護を受けている児童△の自立支援	修正
29	131	3. 社会的養護からの児童の自立支援 (最終行) ◆ 自立援助ホームの運営を支援して <u>いきます</u> 。	132	3. 社会的養護からの児童の自立支援 ◆ 自立援助ホームの運営を支援 <u>します</u> 。	修正
30	132	4. 子どもの権利擁護の取組 (下から2番目の◆) ◆ 児童養護施設や一時保護所を利用している子どもの「意見を聴かれる権利」を擁護する観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る仕組みづくりを <u>検討</u> します。 (一番下の◆) ◆ 児童福祉審議会等において社会的養護に関する施策を検討する際に、当事者の子ども自身の参加や子どもたちの意見をくみ取る仕組みを <u>検討</u> します。	133	4. 子どもの権利擁護の取組 (下から2番目の◆) ◆ 児童養護施設や一時保護所を利用している子どもの「意見を聴かれる権利」を擁護する観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る仕組みづくりを <u>構築</u> します。 (一番下の◆) ◆ 児童福祉審議会等において社会的養護に関する施策を検討する際に、当事者の子ども自身の参加や子どもたちの意見をくみ取る仕組みを <u>構築</u> します。	修正
31	134	第6章 子どもの貧困対策の推進について 2 基本的な考え方 子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことのできる社会を目指し、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。	135	第6章 子どもの貧困対策の推進について 2 基本的な考え方 子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう <u>子どもの貧困対策を推進します。また、市民、団体、企業、行政等が連携し、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことのできる社会を目指します。</u>	修正

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
32	135	① 「気づき」のアンテナ 保健師、保育士、教職員等、子どもと家庭に直接出会い、 母子保健・保育・子育て支援・教育等を行う職員は、困難を抱える子どもと家庭を見逃すことなく必要な支援につなぎます。	136	① 「気づき」のアンテナ <u>子どもと家庭に直接出会う保健師、保育士、教職員等は、</u> 困難を抱える子どもと家庭を見逃すことなく必要な支援につなぎます。	修正
33	135	② 相談・支援体制 (2番目の◆) ◆ <u>地域こども相談センターの体制の充実を図ります。</u> (3番目の◆) ◆ <u>子ども相談主事による、教育と福祉をつなぐ支援の充実を図ります。</u>	136	② 相談・支援体制 (2番目の◆) ◆ 地域こども相談センターの充実を図ります。 (3番目の◆) ◆ 教育と福祉をつなぐ支援の充実を図ります。	削除
34	135	③ 地域ネットワーク (2番目の◆) ◆ <u>民生委員・児童委員、学校園、福祉事務所等関係機関、</u> <u>子どもの居場所等の連携を強化します。</u>	136	③ 地域ネットワーク (2番目の◆) ◆ 民生委員・児童委員、学校園、福祉事務所、子どもの居場所等、 <u>子どもと家庭に関わる機関</u> の連携を強化します。	削除・追加
35	135	重点取組 (1)① <u>スクールカウンセラーの配置</u> (1)② <u>子ども相談主事の配置</u> (1)③ <u>子どもの居場所づくり促進事業</u>	136	重点取組 (1)① <u>スクールカウンセラー配置</u> (1)② <u>子ども相談主事配置</u> (1)③ <u>子どもの居場所づくり支援</u>	削除・追加

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
36	135	(2) 直面する困難を解決する～ひとり親家庭など保護者への支援 養育が難しい家庭と子どもを支え、保護者の経済的自立を実現するよう支援を進めます。とりわけ、貧困率の高いひとり親家庭への支援を重点として取り組みます。	136	(2) 直面する困難を解決する～ひとり親家庭など保護者への支援 養育が難しい家庭と子どもを支え <u>るとともに</u> 、保護者の経済的自立を実現するよう支援を進めます。とりわけ、貧困率の高いひとり親家庭への支援を重点として取り組みます。	加筆
37	136	② 養育支援 養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の活用により、 <u>生活困窮世帯、ひとり親世帯</u> の生活・養育を支援します。	137	② 養育支援 養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等 <u>で、困難を抱える家庭</u> の生活・養育を支援します。	修正
38	136	重点取組 (2)① 母子・父子自立支援員 <u>の</u> 配置	137	重点取組 (2)① 母子・父子自立支援員配置	削除
39	137	(3) 困難を連鎖させない～子どもへの支援～ 子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ、 <u>学習習慣の定着と基礎的学力の習得</u> を支援します。 <u>乳幼児期からの心の安定、心身の健康、自己肯定感・自尊心、コミュニケーション能力、他者への信頼感・共感性を高め</u> ます。高校中退等による高校生世代の社会的孤立を防ぎ、自立を支援します。	138	(3) 困難を連鎖させない～子どもへの支援～ 子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ、 <u>乳幼児期からの心の安定、心身の健康、自己肯定感・自尊心、コミュニケーション能力、他者への信頼感・共感性を高め</u> ます。 <u>学習習慣の定着と基礎的学力の習得</u> を支援します。高校中退等による高校生世代の社会的孤立を防ぎ、自立を支援します。	修正
40	138	重点取組 (3)④ 子どもの居場所づくり <u>促進</u> 事業 (3)⑤ 社会的養護の子ども <u>の</u> 自立支援事業	139	重点取組 (3)④ 子どもの居場所づくり <u>支援</u> (3)⑤ 社会的養護自立支援事業	修正・ 削除

岡山市子ども・子育て支援プラン 素案と案の比較について

No.	頁	素案	頁	案	内容
41	139	<p>4 関連事業・指標</p> <p>子どもの貧困対策関連事業は別表①のとおりです。</p> <p>また、子どもの貧困の動態を把握する関連指標は別表②のとおりですが、施策の効果・成果等を測る評価指標については、市・県で実施した実態調査も踏まえ、令和2年度に国が実施する<u>全国調査をもと</u>に設定します。</p>	139	<p>4 関連事業・指標</p> <p>子どもの貧困対策関連事業は別表①のとおりです。</p> <p>また、子どもの貧困の動態を把握する関連指標は別表②のとおりですが、施策の効果・成果等を測る評価指標については、市・県で実施した実態調査<u>を</u>踏まえ、令和2年度に国が実施する<u>予定の</u>全国調査<u>も参考</u>に設定します。</p>	修正・加筆